

農地パトロール(利用状況調査)を実施しました

農業委員会では、8月17日から25日までの4日間、忠類地区を皮切りに、幕別地区、札内地区、南幕別地区の4地区に分かれ、各々の地区に所属する農業委員が中心となり、農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

今年度は、過去に農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動があった農地などを中心に利用状況調査を行い、対象農地全てが適正に利用されていることを確認することができました。

この調査は農地法の規定により、毎年1回、町内全域の農地利用状況を調査することが義務付けられており、農業委員会では毎年実施しています。

また、農業委員会では農地利用の最適化の推進のため指針を策定するとともに、農業委員は日常の活動として農地の耕作状況や違反転用に係る調査等を行っています。

農地の利用についてお困りの方は、是非お近くの農業委員にご相談ください。

農地は、食糧生産の重要な資源となります。

農業を営む皆さんには、引き続き適正な農地利用についてご理解とご協力をお願いします。



忠類地区農地パトロール(令和4年8月17日)



幕別地区農地パトロール(令和4年8月24日)



札内地区農地パトロール(令和4年8月24日)



南幕別地区農地パトロール(令和4年8月25日)